

## 第2章 平成14年度において講じよう とする環境の保全及び創造に 関する施策



県の木 タテヤマスギ  
立山を中心とする山岳地帯  
に自生。寒さや雪に強いと  
いう特徴をもっています。  
材質も強じんで、建築材と  
して喜ばれるため県内で広  
く植林されています。



# 第2章 平成14年度において講じようとする環境の保全及び創造に関する施策

平成14年度においては、第1章に述べたような環境の状況を踏まえ、環境基本計画に基づき各種の環境保全施策を総合的かつ計画的に実施する。

## 1 基本的施策の推進

10年3月に策定した現行の環境基本計画については、環境をとりまく状況の変化やその後策定された県民新世紀計画との整合に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行うものとしており、学識経験者等からなる研究会を設置し、施策の進捗状況や新たな課題等について点検、調査を行う。

## 2 安全で健康な生活環境の確保

環境基準の維持達成に向け、ブルースカイ計画や13年度に改定したクリーンウォーター計画などの個別計画を推進するとともに、環境の状況の監視調査を実施する。また、ダイオキシン類や環境ホルモンなどの化学物質の環境調査を引き続き実施する。

### (1) 健康で快適な大気環境の確保

ア 「健康で快適な生活ができるきれいな空の確保」を目指し、11年度に改定したブルースカイ計画を推進する。

イ 環境基準の達成状況等を把握し、適切な対応を図るため、一般環境観測局25局及び自動車排出ガス観測局6局で、二酸化硫黄、二酸化窒素等を測定するとともに、これらの観測データを通信衛星を利用した大気環境ネットワークにより収集、解析し、大気汚染の常時監視や光化学スモ

ツグの発生などに備える。また、幹線道路沿道において、簡易測定法による窒素酸化物等の調査を行う。

ウ 工場等のばい煙発生施設の排出基準の遵守状況を監視するため、立入検査を実施するほか、ばい煙発生防止対策等を指導する。

エ 大気汚染の常時監視を効果的かつ効率的に行うため、大気汚染常時観測局適正配置計画を策定するとともに、大気汚染緊急時対策要綱を改正し、緊急時の対策の適用地域を県内全域に拡大する。

オ 飼料・有機質肥料製造業等における悪臭の実態を把握するため、アンモニアや硫化水素等の悪臭物質について調査を実施する。

カ 畜産農家の環境保全対策を推進するため、県及び地域で推進指導協議会を開催し、関係者が一体となって総合的な指導体制を整備するとともに、畜産環境保全に係る畜産農家の実態調査、巡回指導等を行う。

キ 苦情の発生源となる、悪臭、污水、衛生害虫の発生を未然に防ぐため、畜産農家への徹底した巡回指導を実施する。

ク 環境放射能の実態を把握するため、大気浮遊じん、降水、日常食等について調査を実施する。

## (2) 豊かで清らかな水環境の確保

ア 「きれいな水」と「うるおいのある水辺」の確保をめざし、13年度に改定したクリーンウォーター計画を推進する。

イ 河川や湖沼、海域における環境基準の達成状況を把握するため、公共用水域の水質測定計画に基づき、河川、湖沼及び海域の合計124地点において、健康項目（カドミウム、水銀等）、生活環境項目（BOD、COD等）、要監視項目（オキシシン銅、フェノブカルブ等）などについて、水質調査を実施する。

ウ 主要海水浴場において水質調査を実施する。

エ 工場排水の排水基準の遵守状況を監視するため、立入検査を実施する。

オ 河川における底質の実態を把握するため、重金属（水銀、鉛等）及び

PCBについて調査を実施する。

カ 富山湾の水質改善を図るため、窒素、りん削減対策技術マニュアルを作成し、工場・事業場対策を推進するほか、汚濁機構の未解明な部分について調査を継続する。また、水質の悪化がみられる富山新港海域の汚濁原因について調査を実施する。

キ 主要な湖沼の水質の現況を把握し、汚染の未然防止を図るため、小牧ダム貯水池、熊野川ダム貯水池、藤ヶ池において、水質調査を実施する。

ク 地下水質の環境基準達成状況を把握するため、地下水の水質測定計画に基づき、平野部の76地点において水質調査を実施する。

ケ 漁場環境の監視のため調査指導員による漁場環境の監視や漁業公害に関する情報の収集を行う。また、漁業者に対し漁場環境保全に関する知識の普及に努める。

コ 定置網漁場を中心とした36地点において、水質調査を実施する。

サ 富山湾東部海域の漁場環境の現状を明らかにするため、水質、底質の調査を実施する。

シ 全県域下水道化新世紀構想に基づき、小矢部川流域下水道、神通川左岸流域下水道、公共下水道（9市15町1事務組合）及び特定環境保全公共下水道（9市16町5村1事務組合）の整備を推進し、下水道の普及を図る。また、農村下水道やコミュニティ・プラントの整備を進める。

ス 生活排水による公共用水域の汚濁を防止するため、合併処理浄化槽設置推進事業実施要綱に基づき、市町村と協力して、設置者に助成するなど、合併処理浄化槽の普及促進に努める。

### (3) 健やかで豊かな生活を支える土壌環境と地下水の確保

ア 神通川流域農用地土壌汚染対策地域の第3次地区の復元事業を推進するとともに、作付可能となった客土水田に展示ほを設置して技術指導を推進し、客土水田の水稲収量やカドミウム濃度等の調査を行う。

イ 神通川流域及び黒部地域の産米流通対策地域については、復元事業を推進する。

ウ 地下水位の変動状況を把握するため、既存の32観測井において地下水位の常時観測を実施するとともに、庄川右岸の高岡市中田地区に新たに観測井を設置し、観測体制の充実を図る。

エ 地下水塩水化の実態を把握するため、富山市と連携して、海岸部130地点において地下水の塩素イオン濃度調査を実施する。

オ 地下水指針を推進するとともに、消雪設備の増加等による冬期間の地下水位低下対策を推進するため、引き続き、冬期間の安全水位の調査研究を進めるとともに、消雪設備維持管理マニュアルに基づき、消雪設備の維持管理の徹底と節水意識の高揚を図る。

#### (4) 騒音、振動のないやすらかな環境の実現

ア 北陸新幹線鉄道として工事認可された朝日町から富山市までの沿線地域で13年度に引き続き、騒音・振動の現況調査を実施し、騒音環境基準の類型あてはめを行う。

イ 道路交通騒音等の防止対策や環境基準達成のための基礎資料を得るため、高速道路等の沿道において騒音や振動の実態を調査する。

ウ 交通流の円滑化を図るため、信号機の多現示化や右折感応化を進める。

エ 航空機騒音に係る環境基準の達成状況について調査を実施する。

#### (5) 化学物質による環境汚染の防止

ア 11年7月制定の「化学物質排出把握管理促進法」に基づくPRTR制度の届出が14年4月から開始されることに伴い、事業所、業界団体等を対象とした届出方法等に関する説明会を開催する。さらに、国から通知される届出データを活用し、排出量等についての集計、公表を行う。

イ 「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、大気、水質（河川、底質、海域、地下水）及び土壌のダイオキシン類濃度の環境調査を実施する。

ウ 水質環境基準を超過するダイオキシン類が検出された小矢部川については、河川管理者である国、高岡市と連携協力して小矢部川水系におい

て本川、支川等の調査を実施する。

- エ 工場・事業場におけるダイオキシン類の排出状況等を監視するため、立入検査を実施するほか、ダイオキシン類発生防止対策等を指導する。また、ダイオキシン類対策特別措置法の大気基準適用施設及び水質基準適用事業場については、既施設等に対する排出基準の猶予期間が終了するため、対象工場・事業場に対し、適切な指導を行う。
- オ 富岩運河の底質のダイオキシン類について、対策方法の検討を行うとともに、その浚渫土が埋設されている富山新港東埋立地処分場について、遮水シートと土砂で覆う対策工事を実施する。
- カ ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等の有害大気汚染物質の環境調査を実施する。
- キ 環境ホルモンによる汚染状況を把握するため、主要7河川において水質調査を実施する。
- ク ゴルフ場における農薬の実態を把握するため、排水の水質調査を実施する。
- ケ 地下水の有機塩素系化合物等の汚染状況を定期的に監視するとともに、汚染井戸周辺において汚染範囲等について詳細な調査を実施する。
- コ 有機物資源の有効活用や化学肥料・農薬の削減等に留意した生産活動を通じて、環境への負荷の軽減や農産物の安全性に配慮した「環境にやさしい農業」を推進する。
- サ 土壌消毒剤として使用される臭化メチルは、オゾン層を破壊する物質であり、2005年までに全廃することとなったため、使用状況等を調査するとともに、代替技術の確立・普及を図る。
- シ 食品中における水銀、PCB等有害物質の汚染状況を把握するため、食品等の検査を行う。

## (6) 公害被害等の防止と解決

- ア イタイイタイ病患者等の治療の促進と発病の予防を図るため、家庭訪問指導や管理検診を実施するほか、神通川流域における住民健康調査を

実施する。

イ 黒部市の旧日鉱亜鉛(株)周辺住民のうち観察を要する者に対し健康調査を実施し、住民の健康管理に努める。

ウ 地域住民の健康管理対策のため、市町村が生活環境要因の変化に係る健康調査を実施するにあたっては、技術協力を行う。

エ 公害審査会や公害苦情相談員を設け、県民からの苦情相談等に対し速やかで適切な解決に努める。

### 3 環境への負荷が少ない循環型社会の構築

廃棄物の減量化と再生利用を総合的かつ計画的に推進するため、「とやま廃棄物プラン」を策定するとともに、容器包装リサイクル法等の各リサイクル法の円滑な施行を図るほか、富山市エコタウン事業の推進など循環型社会の構築に向けて取り組む。

また、市町村等に対して、一般廃棄物処理計画の策定や処理施設の計画的な整備等について指導するとともに、産業廃棄物の適正処理を推進するため、減量化・再生利用事例集をもとに講習会等で広く減量化等の普及啓発を行うほか、産業廃棄物情報管理システムを運用し、PCB使用電気機器等の適正保管を指導する。

#### (1) 循環型社会システムの推進

ア 循環型社会システムの構築が社会全体で求められていることに加え、県庁が地域の一大事業所であるという観点から、環境への負荷の低減を図るため、県庁本庁舎のISO14001認証取得をめざして、環境マネジメントシステムの構築や職員研修を行うとともに、公共事業環境配慮指針(仮称)やエコイベントマニュアル(仮称)の策定に向け検討を進める。

イ 富山市エコタウン事業について、引き続き技術的・財政的支援を国に要望するなど、富山市と連携して推進する。

## (2) 廃棄物の減量・リサイクルの推進

ア 社会全体で廃棄物の減量・リサイクルを推進するため、ごみゼロ・プランに基づく推進施策や具体的な取組方法を盛り込んだハンドブック、事業系多量排出事業者の廃棄物の減量・リサイクルに関する先端的な取組みをまとめた事例集を活用し、その普及啓発等を図る。

また、県民、事業者等の意見を踏まえ、廃棄物の減量化と再生利用を総合的かつ計画的に推進する「とやま廃棄物プラン」を策定するほか、市町村等によるごみ減量化の先駆的な取組みに対し引き続き助成する。

イ 産業廃棄物処理計画に基づき、産業廃棄物の発生抑制、循環利用（再使用、再生利用及び熱回収）や減量化を促進し、適正処理を推進する。

ウ 産業廃棄物の発生抑制や有効利用に積極的に取り組むため、事業者や関係団体、学識経験者などからなる循環資源活用懇談会を設置し、廃棄物の減量化やリサイクルの手法、事業者間ネットワークの構築等の検討や情報交換を進める。

エ 容器包装リサイクル法に基づく円滑な分別収集の促進を図るため、第3期富山県分別収集促進計画を策定するほか、県民等に対し、ラジオ等による広報啓発を行う。また、市町村等による容器包装廃棄物の分別収集処理施設の整備事業や分別収集拡大モデル事業に対し引き続き助成する。

オ 家電リサイクル法に基づき廃家電品の小売店への円滑な引き渡しの促進を図るため、県民等に対し、ラジオ等による広報啓発を行う。

カ リサイクル製品の利用普及を図り、廃棄物の循環利用を図るため、リサイクル製品やリサイクルに積極的に取り組む事業所や商店を認定するとともに、パンフレット等により、この制度を普及・啓発する。

キ 産業廃棄物の減量化、循環利用の促進を図るため、中間処理施設の計画的な整備を指導する。また、産業廃棄物の多量排出事業者に対し、処理計画の作成を指導するほか、学識経験者による助言指導事業等により、廃棄物の減量化や循環利用について指導する。

ク 産業廃棄物の減量化、循環利用を進めるために、先進的取組みを進め

- ている製造工場や処理業者の協力を得て作成した事例集に基づいて、関係者への普及・啓発を行うほか、講習会等の機会を利用し啓発を行う。
- ケ 堆肥の有効利用を促進するため、家畜ふん尿の良質堆肥化を指導するとともに、堆肥マップの配布等を通じて、需給調整ネットワークシステムを充実する。
- コ 建設リサイクル法の全面施行に伴い、建設廃棄物の再資源化の促進を図るため、県民等に対し必要な広報啓発を行う。
- サ 公共工事に伴う建設系廃棄物については、引き続き発生の抑制及び再利用の促進に努め、その進捗状況を把握するため建設副産物実態調査を実施する。また、新たに施行された「建設リサイクル法」については、県の指針に基づき、分別解体と再資源化の推進に努める。

### (3) 廃棄物の適正な処理

- ア 一般廃棄物の計画的かつ適正な処理を行うため、市町村等に対して、一般廃棄物処理計画の策定や処理施設の計画的な整備等について指導する。また、構造等が不適切な最終処分場については、新たな管理型処分場の確保等について指導する。
- イ ごみ焼却施設から排出されるダイオキシン類を削減するため、市町村等に対して、ごみ処理広域化計画に基づいて、全連続式焼却炉への転換、既存炉の燃焼管理の徹底や高性能集じん機の設置など施設改善について指導を行うとともに、これらについて助成する。
- ウ 産業廃棄物情報管理システムを運用し、PCB使用電気機器等の保管事業者に対して、その適正な保管管理を指導する。
- エ 産業廃棄物の最終処分場や焼却施設の適切な設置を図るため、廃棄物処理法及び産業廃棄物適正処理指導要綱に基づいて、生活環境影響調査の実施や住民への説明会の開催等について事業者を指導する。また、産業廃棄物処理施設の設置に自ら関わる公共関与について、その手法や必要性に関する検討を行う。
- オ 産業廃棄物焼却施設から排出されるダイオキシン類について、点検調

- 査を行うとともに、削減に向けた技術指導や助言を行う。
- カ 県外から搬入される産業廃棄物については、指導要綱に基づく事前協議により、搬入される産業廃棄物の量を把握するとともに、計画的な処理について指導する。
- キ 特別管理産業廃棄物の排出事業所や処理業者等の最終処分場について重点的に監視し、適正処理やマニフェストシステムの運用の徹底を図り、処理処分状況を把握するよう指導する。
- ク 放置された廃棄物の場所等を調査しその撤去を進めるため、ごみ投棄情報を記載したごみマップを作成する。
- ケ 不法投棄等の不適正処理の防止を図るため、不法投棄監視連絡員によるパトロールの実施や不法処理防止連絡協議会の開催、講習会やポスター等による啓発を行う。
- また、産業廃棄物の不法投棄など広域的・組織的事犯、暴力団が介入する事犯、行政指導を無視する事犯等について、県警察本部に設置された環境犯罪対策室などの関係機関との連携を図りながら、適正処理について一層の指導を行う。
- コ 農業用廃プラスチックや廃農薬など農業生産資材廃棄物についてはパンフレット等による啓発活動や農業協同組合を窓口とした地域回収により、適正処理を推進するとともに、再生処理や生分解性資材の利用等による排出抑制対策について検討する。
- サ 下水汚泥等の適正な処理処分や有効利用を推進するため、下水汚泥処理計画の策定を進める。
- シ 生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、浄化槽の設置者に対し、浄化槽の構造、維持管理方法、法定検査等について正しい知識の普及啓発に努め、適正な維持管理を推進する。
- ス 生活雑排水対策として、合併処理浄化槽の普及促進を図るため、市町村が行う合併処理浄化槽設置整備事業に助成する。

#### (4) 省資源・省エネルギーの推進

- ア 省資源、省エネルギー運動を推進するため、「省資源・省エネルギー県民大会」を開催するほか、ポスター等の啓発資材の配布や、省資源・省エネルギー運動リーダーの研修を行う。
- イ 環境マネジメントシステムの啓発等をとおして、省資源・省エネルギーに配慮した事業活動の普及を図る。
- ウ 新県庁エコプランに基づき、製品等の長期使用に努めるとともに、富山県グリーン購入調達方針に基づき、再生材料から作られた製品の優先的購入等を推進する。

## 4 自然と共生したうるおいのある環境の実現

地域の特性に応じた自然環境の保全、生物の多様性や様々な自然とのふれあいの機会を確保するため、自然環境保全のガイドラインである自然環境指針の見直しに着手する。また、劔岳登山の拠点となる劔沢野営場等の環境配慮型公衆トイレの整備や、日本百名山といわれる劔岳地域や薬師岳地域で登山歩道の整備を行うほか、景観や生態系に配慮した施設整備のあり方等を調査検討する。

### (1) すぐれた自然環境の保全

- ア 各種開発事業に際しての自然環境保全上の指導や助言を適切に行うため、自然環境指針の見直しに着手する。
- イ 自然環境の現況を把握するため、自然環境保全基礎調査を継続して行うほか、地球温暖化等の環境変化が立山の植生にどのように影響を与えているか把握するため、科学的なモニタリング調査を継続して行う。
- ウ 大蓮華山地域のすぐれた自然環境を保全していくため、引き続き生態系多様性地域調査を実施する。
- エ 国立公園、国定公園等の開発行為については、法令に基づき厳正に許可を行うとともに、自然公園指導員、自然保護指導員等による自然保護パトロールや利用者指導を行う。

オ 自然環境保全地域においては、巡視員による巡回を行うほか、自然環境保全計画に基づき、標識等の保全事業を実施する。

カ 中部山岳国立公園の立山地区及び黒部峡谷地区において実施しているごみ持ち帰り運動を引き続き行う。また、アルペンルート沿線のターミナルやホテル、山小屋等の施設で生じるごみを公園外へ搬出し、自然環境の保全に努めるとともに、室堂平を中心に美化清掃活動を引き続き行う。

キ 山岳自然環境の保全と適正な利用について、幅広く意見を求めるため、立山懇談会を設置する。

## (2) 自然とのふれあいの確保

ア 県民の自然への関心を高め、自然保護思想の普及啓発を図るため、自然博物館「ねいの里」において、四季を通じての自然観察会等を実施する。

イ 愛鳥思想の普及啓発を図るため、愛鳥週間において、ツバメの調査、バードウォッチング、愛鳥ポスターの表彰など各種行事を行う。

ウ 自然公園を訪れた人々に、より一層自然への理解を深めてもらうため、立山地区の室堂、弥陀ヶ原をはじめとした県内5地区の自然公園等にナチュラリストを配置し、自然解説を行うほか、(財)とやま環境財団と連携してナチュラリストの個別派遣を行う。

エ ナチュラリスト活動の充実を図るため、自然保護講座(ナチュラリスト養成コース)を開催し、ナチュラリストを新規に養成する。

オ ジュニアナチュラリストに対し、ナチュラリストと連携し、自然解説活動や自然観察会への参加機会を提供し、ジュニアナチュラリストによる自然体験活動を推進する。

カ バードマスターや自然公園指導員等の活動を通じて、自然環境保全のための知識とモラルやマナーについて普及啓発を図る。

キ 自然公園等の施設整備を推進するため、次の事業を行う。

(ア) 山岳の景観と環境の保全、そして登山者の安全性の確保を図るため、

劔岳地域と薬師岳地域において、利用集中特定山岳地域登山歩道整備事業（日本百名山登山歩道整備）により、歩道の整備と植生の復元、侵食防止のための木製土留工などを実施する。

(イ) 劔岳登山の拠点として多くの登山者が訪れる劔沢野営場と能登半島国立公園の二上山城山園地において、自然エネルギーの利用や処理水を浄化循環させて再利用するなど自然環境に配慮した公衆トイレを整備する。

(ウ) 立山・黒部・有峰地域を対象として、利用実態や現況調査を踏まえ、登山道、山岳公衆トイレの整備のあり方や自然との共生の仕組みづくりを平成15年度にかけて2か年で策定する。

(エ) 県立自然公園や県定公園については、引き続き県の補助事業で施設整備を実施する。

(オ) 山岳環境の保全及び浄化のため中部山岳国立公園において、山小屋等のトイレの整備に対して補助を行う。

ク 県民公園新港の森、太閤山ランド、自然博物館、野鳥の園及び頼成の森については、諸施設の有機的かつ一体的な利用が図られるよう適切な管理に努める。

ケ 立山山麓家族旅行村、とやま・ふくおか家族旅行村についても、利用の増進が図られるよう適切な管理運営に努める。

コ 山岳遭難防止対策として、テレフォンサービスや立山センターで山岳等の総合情報を提供するなど安全登山を推進する。

サ 国際山岳年を記念し、次の事業を行う。

(ア) 山岳トイレについて考える全国シンポジウムを誘致、開催し、最新の整備手法、管理方法などについての意見交換や山岳トイレ技術セミナーなどを行う。

(イ) 立山のシンボルであり、県鳥であるライチョウの保護を図るため、ライチョウ会議を誘致、開催するとともに、一般県民を対象としたシンポジウムを開催する。

(ウ) 環日本海地域の山の生物多様性の保全を考える国際シンポジウムを

開催する。

(エ) 立山センターにおいて、高山植物、山岳写真などのパネルを展示し、山岳景観や植生保存などの活動を紹介する企画展を行う。

(オ) 親子を対象に、みくりが池周辺を散策しながら、ナチュラリストとともに立山の自然環境について学習する親子自然観察ツアーを行う。

### (3) 生物多様性の確保

ア ライチョウの保護のため、立山一帯で生態・生息環境調査や病理検査を実施する。また、室堂山周辺において繁殖期に、スキーヤー等のハイマツ地帯への立入りを規制する。

イ イヌワシの生息環境を守るため、営巣地に設置した観察カメラを利用し、生態観察に努めるとともに、保護指針をもとにイヌワシと人との共生を目指す。

ウ ツキノワグマの保護対策として、奥山放獣の技術の蓄積を図るため、引き続きクマとの共生推進事業を実施する。

エ ビオトープマニュアルの活用により、地域の自然環境に配慮した各種開発行為の実施の推進を図り、生き物の棲む環境の保全と創造を目指す。

オ 立山の植生の復元を図るため、引き続き室堂平地区においてヒロハノコメススキやヨツバシオガマなどの現地の植物の種子を使った緑化を行う。

カ 美女平からブナ坂にかけてのアルペンルート沿線において、ブナ林の更新を図るため、ブナ苗木の保育等を行う。

キ 立山の高山植物を保護するため、アルペンルート沿線に見られるセイヨウタンポポ等の外来植物を除去する。

ク ナチュラリストやバードマスターの野外活動を通じ、種の多様性や生態系の保全に関し、普及啓発を図る。

ケ 自然博物館「ねいの里」において、多様な動植物が生息・生育する森林空間をモデル的に整備する。

コ 人とニホンザルとの共存を図るため、ニホンザル保護管理計画の策定

に向けて、発信器による行動域調査などを行う。

サ 内水面における在来種を保護し、持続的な利用を図るため、外来魚（ブラックバス、ブルーギル等）の生息調査を行う。

## 5 快適な環境づくり

清らかな水辺や豊かな緑、美しい街並みや歴史的雰囲気にはまった落ち着いたたたずまいなど魅力ある郷土づくりに欠くことのできない快適な環境づくりのため、水や緑の保全等を推進する。

### (1) 県土美化推進運動の展開

ア 日本一きれいな県土づくりをめざし、県民の美化意識やモラルの高揚に努めるとともに、県民総ぐるみの運動として展開するため、県土美化推進功労者表彰の実施、ポスター・ごみ持ち帰り袋等の配布、ラジオスポット等による啓発活動を実施する。

イ 県土美化推進県民会議が中心となり、地域住民や関係団体等の協力を得て、4月から9月にかけて、「まちやむらを美しくする運動」、「川をきれいにする運動」、「山や海岸をきれいにする運動」、「空カンゼロ運動」を実施する。

ウ ごみゼロの日（5月30日）、県土美化の日（6月2日）等の統一行動事業を引き続き推進し、「日本一のきれいな県土」の実現をめざす。

エ 美化モデル地区を指定し、地域に根ざした環境美化活動を推進する。

オ 「清掃美化大会」や児童・生徒等による「ふるさとの大クリーン作戦」を引き続き実施する。

カ 地域住民等が主体となり、海岸や公園等における継続的な美化活動を促進するため、「アダプト・プログラム事業」を実施し、行政と地域住民との協働体制づくりを推進する。

### (2) 心地よい水辺環境の創造

ア クリーンウォーター計画に基づき、うるおいのある水辺環境を確保す

るため、市町村が実施する名水等の環境保全整備計画の作成等に助成する。

イ 「とやまの名水」の飲用に起因する事故防止を徹底するために、市町村が実施する水質検査、看板の設置や周辺的环境整備に対する助成や衛生管理マニュアルの策定、配付を行うとともに、「とやまの名水衛生管理協議会（仮称）」を設置し、「とやまの名水」を安心して飲用できるよう衛生管理の徹底に努める。

ウ 河川や農業用水路等の親水機能の保全と整備を図るため、河川環境整備事業や水環境整備事業等を推進する。

エ 親水型公園の整備を図るため、ポートルネッサンス21計画を推進するとともに富岩運河環水公園の整備を行う。

オ 美しい海岸を守り、快適な環境をつくるため、ふるさと海岸整備事業を推進する。

### (3) 里や街における豊かな緑の保全と創造

ア 「花と緑といのちが輝く富山」をめざし、緑の保全と県土の緑化を推進するため、「富山県花と緑の新世紀プラン」に基づき、各種施策を展開する。

イ 家庭や地域における緑化活動を進めるため、花と緑の銀行において花の苗や緑花木の配布を行うとともに、グリーンキーパー（花と緑の指導員）の増員を図る。

ウ 県民に親しまれる花と緑の豊かな拠点施設づくりを推進するため、中央植物園の整備を行うとともに、花と緑の県づくりの推進を図るため、花と緑の銀行において、「みんなで木を植える運動事業」を実施し、県民総参加による植樹運動を展開する。

エ 花と緑の富山を印象的にアピールするため、駅前や空港に設置した花だより花壇の維持管理を行う。

オ 子供から大人まで幅広く花と緑に親しむ機会を創出するため、花と緑の銀行において、フラワーグリーンバス教室の開催や県民緑花カレッジ

講座、花と緑の冬のフェスティバルを開催するとともに、インターネット等を活用して県内の花や緑の見ごろにあわせた開花状況等の情報提供を実施する。

カ 富山新港地区の「県民公園新港の森」及び富山空港地区の「空港スポーツ緑地」について、県民に親しまれる公園として運営、整備を図る。

#### (4) ゆとりのある空間と美しい景観の創造

ア 地域の特性に配慮した景観整備の具体化を推進するため、全県域公園化推進プランやふるさと環境総合整備ガイドライン等に基づき、優れた景観整備事業等のまちづくり総合支援事業を推進するとともに、うるおい環境とやま賞の顕彰を行う。

イ 国土の保全とあわせ良好な海岸環境の形成を図ることを目的とし、自然環境と調和した海岸整備を行うエコ・コースト事業を伏木富山港海岸（雨晴地区）において実施する。

ウ 海浜空間の面的な整備により住民が海と親しみ憩える場の形成を目指しふるさと海岸整備事業やコースタル・コミュニティ・ゾーン整備事業を推進する。

エ 河川が本来有している生物の良好な生息生育環境に配慮し、あわせて美しい自然景観を保全あるいは創出するため、河川改修にあたっては多自然型川づくり工法を推進する。

オ 溪流の持つ優れた景観や生態系等の自然環境と調和し、個々の溪流の特色を活かした砂防事業を展開し、水と緑が豊かな溪流づくりを推進する。

カ 斜面が有する優れた景観や生態系を保全する観点から自然環境や景観上良好な状態を保ちつつ、緑豊かな斜面空間の創出を推進する。

キ 道路景観の向上、沿道景観の向上、とやまらしいみちづくり、道路緑化等を目指す「新とやまのみちBIG作戦」を進める。

ク 自然とやすらぎの空間として農村や山村を楽しむことにも配慮しつつ、農道や林道の整備を進める。

- ケ 田園空間整備実施計画（となみ野）に基づき中核施設や地域拠点の整備を進める。また、地域住民や関係団体、企業、市町村、県等で構成された散居村保全委員会及び地域懇談会で、ソフト、ハードを含めたプログラムの検討などに取り組む。
- コ カイニヨに覆われた緑豊かな散居景観を保全・育成するため、散居景観保全に関する住民協定締結の促進と住民による散居景観保全活動を支援する散居景観保全事業を実施する。
- サ 棚田地域における多面的機能の良好な発揮と集落の活性化を図るため、「富山県棚田地域水と土保全基金」により、棚田保全に関する意見交換会の開催、棚田保全活動に対する都市住民の参加促進や棚田オーナー制等への活動支援を実施する。
- シ 農山漁村地域において、その自然文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動（グリーン・ツーリズム）が社会に普及定着するよう、その基本的な方針を示す「とやまグリーン・ツーリズム推進プラン」を作成し、プランに掲げる施策を積極的に展開する。
- ス 県の景観づくりを総合的、計画的に推進するため、景観に関する条例を制定する。

#### (5) 歴史や文化をいかした街づくり

- ア 開発事業の際に、ふるさと環境総合整備ガイドラインに基づき、歴史的文化的資源を活かした街づくりの誘導や指導を行う。
- イ 市町村が実施するまちなみ保全の環境整備事業に対して助成を行う。
- ウ 市町村が実施する史跡等を利用した公園（いわゆる文化財公園）の環境整備に対し、助成を行う。

#### (6) 快適トイレの推進

- ア 快適なトイレの整備、維持管理等を推進するため、12年3月に策定した「富山県快適トイレ推進プラン」の普及に努めるとともに、セミナーやグッドトイレコンテスト等を実施し、設置者や利用者の意識啓発を図る。

イ 民間の山小屋事業者が整備する環境の保全に十分な配慮がなされたトイレの整備、改良に対し、助成を行う。

## 6 地球環境の保全への行動と積極的貢献

県民や事業者等と連携協力した積極的な行動の推進や環日本海地域の環境保全に協力するほか、地球環境保全行動計画の普及啓発、事業者による低公害車や県民による太陽光発電システムの導入に対して支援を行う。

また、国際的なレベルで環境協力が実施できる中核拠点として10年9月に政府所管の公益法人として設立された（財）環日本海環境協力センターの運営を支援し、各種の環境協力や調査研究及び施策支援事業を推進するほか、国連環境計画の提唱する北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）の地域活動センター（RAC）としての責務を担うため、必要な支援を行う。

### (1) 地球環境保全のための対策の推進

ア 「富山県地球環境保全行動計画」の周知を図るとともに、地球環境問題啓発用冊子等の作成・配布、地球にやさしいライフスタイルの定着を目的とした講演会の開催等を行い、地球環境保全のための自主的な取り組みを推進する。

イ 「新県庁エコプラン（地球温暖化防止のための富山県庁行動計画）」を推進するとともに、その実施状況をとりまとめ、適切な進行管理を行う。

ウ 「富山県グリーン購入調達方針」の特定調達品目（重点的に環境物品等の調達を推進する品目）を14分野99品目に拡大（機器類、自動車、制服・作業服、公共工事等を追加）し、引き続き、環境物品等の調達の推進に努める。

エ 「低公害車導入方針」に基づき、県自らが率先して低公害車を導入するほか、導入可能な低公害車がない場合であっても、できるだけ低排出ガスかつ低燃費の自動車を導入する。

オ 本県の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの削減目標や県民、事業者、行政が取り組むべき具体的な行動を明らかにした温室効果ガス排

出削減計画を策定するため、温室効果ガスの排出実態等についての基礎調査を実施する。

- カ 「富山県地球温暖化防止活動推進センター」に指定されている（財）とやま環境財団の地球温暖化防止に関する啓発活動等の支援を行う。
- キ 地球温暖化防止等の効果にすぐれた太陽光発電システムや低公害車の普及を図るため、一般住宅における太陽光発電システムやバス事業者による低公害車の導入に対して助成する。また、中小企業者が実施する低公害車の導入に対し、低利資金を融資する。
- ク 太陽光、風力などの新エネルギーの導入に向けた行動計画の策定に取り組むとともに、国等の支援制度も活用し、本県の地域特性を活かした新エネルギーの導入の取組みを進める。
- ケ オゾン層の保護や地球温暖化の防止のため、業務用冷凍空調機器及びカーエアコン等が廃棄される際のフロン類の回収、破壊等について定めた「フロン回収破壊法」により、回収業者等の登録を進める。また、「フロン回収・処理推進協議会」を中心に、回収等についての普及啓発を進める。
- コ 二酸化炭素等の温室効果ガスやフロン等のオゾン層破壊物質の環境調査を実施する。
- サ 酸性雨の実態を把握するため、雨水や湖沼等への影響を継続的に調査する。

## (2) 国際環境協力の推進と環日本海地域の環境保全

- ア 10年9月に政府所管の公益法人として設立された（財）環日本海環境協力センター（NPEC）の活動を、国、国際機関等と連携を図りながら、引き続き支援し、環日本海地域における国際環境協力を推進する。
- イ NPECとともに、次の環境保全に関する交流推進、調査研究及び施策支援事業を推進する。
  - (ア) 本県がコーディネート自治体を務める「北東アジア地域自治体連合環境分科委員会」を開催するほか、日本海沿岸の海辺の埋没・漂着物

調査等の個別プロジェクトの推進に努める。

- (イ) 国際環境協力推進事業の一環として環境省と共同で中国、韓国、ロシアの自治体のニーズに基づいたシンポジウムを開催する。
- (ウ) 環境協力についての技術・ノウハウを有する専門家を招き、国際環境協力推進会議を開催し、環境協力に関する意見及び情報の交換を行う。
- (エ) 対岸地域と環境実務協議団を相互に派遣し、協力事業の協議や環境の状況等の情報交換を行う。
- (オ) 環日本海地域の環境保全をテーマとしたシンポジウムを開催する。
- (カ) 環日本海地域の環境保全の基礎資料とするとともに地域住民の環境保全意識の醸成を図るため、日本及び対岸諸国の自治体やNGOが参加して海辺の埋没・漂着物調査を実施するほか、ロシア沿海地方との渡り鳥に関する共同調査、中国遼寧省との水質環境に関する共同調査研究を実施する。

### (3) 北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）の推進

- ア NOWPAPの地域活動センター（RAC）として指定されたNPECが国際的な役割を担えるよう支援する。
- イ NOWPAPの推進に資するため、NPECが実施する次の事業を支援する。
  - (ア) NOWPAPのモニタリングプログラムの策定に関する基礎資料を得るため、河口海域モニタリング調査、大気経由流入負荷モニタリング調査等日本海等の環境影響調査を実施する。
  - (イ) リモートセンシングによる環境モニタリング手法の開発を推進するため、リモートセンシング水環境フォーラムの開催やリモートセンシングの活用に関する研究等を実施する。
  - (ウ) 生物評価法（バイオアッセイ）を活用した海洋環境モニタリング手法の開発を推進するため、「北西太平洋における海洋環境のバイオアッセイに関する国際ワークショップ」や国内の学識経験者等による研究

会を開催し、バイオアッセイの活用に関する基本的な進め方の検討等を行う。

(エ) 衛星データを活用して、海洋環境データを受信・解析し、NOWPAP関係国を含む国内外に発信するシステムを構築することを目的とした「環日本海海洋環境ウォッチ推進事業」を環境省と連携し推進する。

ウ NOWPAP本部事務局(RCU) 富山オフィスの活動を、国、国際機関等と連携を図りながら支援する。

#### (4) 日本海学の推進

本県の環日本海施策の学術的根拠となる日本海学の推進について、北東アジア地域自治体連合や他の自治体、研究機関などと連携を図りながら取り組んでいくため、普及・啓発や調査・研究に取り組む。

ア シリーズ「日本海学の新世紀」の発刊や中高生向けの「日本海学副読本」を作成するとともに、日本海学シンポジウムや日本海学講座を開催する。

イ 日本海学の視点から、中国遼寧省との水質環境に関する共同調査研究等の環日本海環境協力やロシア沿海地方との渡り鳥に関する共同調査等の生物多様性に関する調査を実施する。

## 7 環境の保全及び創造に向けたみんなの行動

6月の環境月間や6月5日の環境の日を中心に、各主体の公平な役割分担のもとで自主的かつ積極的に環境にやさしい行動をする社会への展開を図るための各種活動を実施する。また、子供達による自主的な取組みを推進するため、こどもエコクラブの登録やその活動支援を通じて環境教育・学習を推進する。

## (1) 環境保全活動へのみんなの参加

- ア 6月の環境月間には、6月5日の環境の日を中心に、ポスターの募集や展示、講演会の開催、企業に対する環境行事の実施の呼びかけ等を行う。
- イ 地域に根ざした環境保全活動に県民、事業者、行政が一体となって取り組むため、マイバッグキャンペーン、環境フェアの開催、環境情報の収集や提供、環境教育資料等の作成、新聞やテレビ等による普及啓発、環境保全活動団体への助成やナチュラリストバンク事業等、(財)とやま環境財団が実施する各種事業に対して支援する。
- ウ 県民、事業者等に対する環境保全活動の普及を図るため、(財)とやま環境財団内に設置した環境保全相談室において、ボランティア団体等の活動支援及び環境保全に関する情報提供や相談業務を実施する。
- エ 環境負荷の低減を図るため、県・市町村をはじめ、広く県民にマイカー自粛を呼びかける「ノーマイカーデー県民運動」を展開し、環境問題、交通問題に対する関心を高めるとともに、車から徒歩、自転車、公共交通機関の利用へと移動手段の転換を推進する。
- オ 中小企業者の環境問題への適切な対応を図るため、(財)富山県新世紀産業機構において、専門家による相談指導や情報提供を行う。
- カ 中小企業者における環境の保全及び創造に資する施設の整備を促進するため、中小企業者が設置する公害防止施設、低公害車、地下水の保全に資する施設及び緑地の整備等に長期で低利な資金を融資する。
- キ 県庁本庁舎のISO14001の認証取得をめざして、環境マネジメントシステムの構築や職員研修を推進するとともに、事業者における環境管理に関する国際規格の認証取得を支援するため、低利な資金融資を行う。
- ク 畜産環境保全に係る施設導入に対し、補助や資金の融資を行うとともに、リース事業の積極的活用についても指導を行う。

## (2) 環境問題の理解と対応のための教育・学習

- ア 水に対する関心を高めるため、水生生物の観察等を組み入れた親子の

水とのふれあいバス教室や名水めぐりバス教室を実施する。また、森林に対する関心を高めるため、森林浴等を組み入れた森林浴バス教室、循環型社会の構築について理解と関心を深めるため、廃棄物処理施設等を巡るエコ・ライフバス教室を実施する。

イ 子供達による自主的な取組みを推進するため、こどもエコクラブ（ふるさと環境学習クラブ）の登録やその活動の支援を行うとともに、希望する学校、地域団体、企業などに講師を派遣する出前講座を実施する。また、夏休み子供環境科学研究室の開催やビデオ、リーフレット等の各種啓発用教材の整備を進める。

ウ 環境教育・学習の一環として、小学生副読本「地球環境保全啓発パンフレット（紙から地球を考える）」、「ごみ減量化・リサイクルハンドブック（リサイクルにアタック）」を作成するほか、消費者啓発活動の一環として中学生副読本「みなおそうわたしたちの暮らし」を作成し、環境問題について啓発普及を図る。

エ 小学校、中学校、高等学校、特殊教育諸学校の教諭を対象に、環境教育研修講座を開催し、学校における環境教育の計画を作成するほか、環境教育に関する講演、実習等を行う。

オ 富山の自然を守り環境保全に積極的に取り組む児童を育てるために、「子ども県議会」での提案を受けて、引き続き県内20校においてケナフを教材とする総合的な体験学習を推進する。そのため、栽培技術講習会を開催し、教師の指導技術の向上を図る。

カ 環境に関する学習や情報提供を総合的・計画的に推進するため、県内のNGOと連携した研究会を設置し、環境教育・環境学習のあり方等について検討する。

## 8 総合的視点で取り組む環境の保全と創造

今日の環境問題に総合的視点で取り組むため、公害防止計画に基づいて、総合的な環境対策を推進する。また、環境影響評価条例に基づき、環境に著しい

影響を及ぼすおそれのある事業について、適切な環境影響評価の実施を指導する。

### (1) 環境問題の解決に向けた公害防止計画

富山・高岡地域公害防止計画に基づいて、道路交通公害、富山湾の水質汚濁、神通川流域の農用地土壌汚染、廃棄物・リサイクルなどの課題に対して各種の公害防止施策の推進を図る。

### (2) 事業実施に当たっての環境への影響評価の推進

ア 大規模開発による環境汚染の未然防止を図るため、11年度に制定した環境影響評価条例に基づき、開発事業者を指導し、地域住民の意見を取り入れた適切な環境影響評価を推進する。

イ 公害防止条例の規定に基づき、工場等の新增設に当たっては、事業者と事前に公害防止対策等について協議を行い、計画段階からの公害の未然防止を図る。また、この際、必要に応じて事業者と地元市町村等との公害防止協定の締結を進める。

ウ 土地対策要綱に基づき、一定規模以上の土地の開発に当たっては、開発事業者と事前に生活環境や自然環境の保全について協議を行い、環境汚染の未然防止を図る。

### (3) 環境の保全及び創造を支える調査研究等の推進

ア 環境科学センターにおいて、樹木による大気浄化作用や酸性雨の影響、水質汚濁の防止等に関する次の調査研究を行う。

- ・ 樹木による大気浄化作用に関する研究
- ・ 酸性降下物の影響因子に関する研究
- ・ 酸性雨による金属腐食に関する研究
- ・ ガス状ほう素化合物による大気汚染監視測定技術に関する研究
- ・ 化学物質の測定方法に関する研究
- ・ 海域の富栄養化に関する研究

- ・湖沼における水質特性とプランクトンに関する研究
  - ・産業廃棄物最終処分場の安定化に関する研究
  - ・騒音レベルの面的評価に関する研究
  - ・廃棄物の循環利用に関する研究
- イ 衛生研究所において、イタイイタイ病の予防に関する研究のほか、化学物質の汚染の評価や不快昆虫の防止対策等に関する次の調査研究を行う。
- ・環境汚染物質と生体影響に関する調査研究
  - ・食品中の残留農薬及びその他の有害化学物質に関する調査研究
  - ・不快昆虫の多発防止対策の調査研究
- ウ 工業技術センターにおいて、産業廃棄物の有効利用を図り、また、環境への影響や負荷を最小限に抑えるため、プラスチックの識別技術、リサイクル技術、マグネシウム合金のリサイクル性向上、微生物利用技術、非鉛系電子材料・素子等について研究を行う。
- エ 農業技術センター農業試験場において、神通川流域等のカドミウム汚染田のうち、公害防除特別土地改良事業により復元が完了した客土水田について、施肥改善効果の確認調査や産米等の安全確認調査を行う。
- オ 水産試験場において、富山湾における赤潮の発生状況を調査するとともに、漁場環境の把握等に関する次の調査を行う。
- ・漁場環境状況に関する調査
  - ・富山湾の底生生物調査
- カ 林業技術センター林業試験場において、酸性雨等による森林影響の基礎資料を得るため、酸性雨等森林影響予察に関する調査を行う。
- キ 畜産試験場において、家畜ふん尿処理時に発生する悪臭低減化技術や環境負荷物質の排泄量低減化技術等について調査研究を行う。

